

鎌倉市図書館

館長 青木達哉様

図書館とともだち・鎌倉

代表 和田安弘

鎌倉市図書館振興基金の運用について（要望）

師走の候、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より鎌倉市図書館の振興と発展のためにご尽力いただき深く感謝申し上げます。

さて、先ごろ鎌倉市図書館振興基金の活用用途条件を緩和し、一般資料のうち郷土資料の購入にも基金を使えるように変更したい旨のご説明を伺いました。

お話を聴き、削減が続く図書館予算への対応を求められる中での苦肉の策と承知しました。

しかし、当会としましては、納得できるご提案ではないと考えております。

平成 23 年、鎌倉市図書館創立百周年を機に進められた鎌倉市図書館振興基金条例の成立に深く関与し、少額ではありますが会として毎年一定額を寄附させて頂き、制定当初は貴図書館職員とともに市内企業や市民団体へ寄付のお願いに赴くなど、現在までその在り様に関心を寄せ続ける当会にとり、この度のご提案は基金創設当初の理念に逆行するものと危惧しております。

なぜなら、この基金は、低予算の中、鎌倉にとり貴重な郷土・地域資料の購入が充分に行われていない状況を打開するための一案として創設を提案したものであり、当初より「消耗品」として購入される一般資料にあてられるものではないことが何度も確認されているからです。すなわち、基金活用の対象は 10 万円を超える「備品」として後世に遺すべき貴重な資料とし、「消耗品」扱いとなる 10 万円以下の資料は、基金ではなく一般予算で充当すべきと当会は考えています。

なお、条例制定にあたっては、平成 23 年度、2 回に及ぶ定例市議会においても長時間にわたって精査して頂きました。2 回目の定例市議会で報告された基金の「運用基準」は、条例だけではこの基金が一般予算を補充するものとして将来なし崩し的かつ多目的に使用される恐れがある、との当会の懸念に同意された市議会が、条例案議決と共に「附帯意見」を付したことにより設置されたものです。そのときの議会において、「基金を繰りかえて収集したい資料の金額的な目安は？」との議員からの質問に対し、図書館長（当時）ご自身が、「基金を使って資料を購入しようとする場合、10 万円以上の資料収集を図りたいと考えています。10 万円以下につきましては既定の予算内で収集をしていこうという考えです」と答えておられます。

今一度基金創設の理念に立ち返り、運用基準の安易な変更はされないよう要望致します。

むしろ、基金の活用によって収集できた貴重資料を広くアピールしていただき、寄付者への謝意につきましても全館で掲示するなど、基金拡充のためにもっときめ細やかな配慮と広報をして頂きたいと願っております。また、貴図書館には、修復やデジタル化すべき貴重な資料が数多く収蔵されていると認識しております。資料の経年劣化や激甚化する災害等に向け、本基金を有効活用することで速やかにその対応に取り組んで頂きますよう併せてお願いいたします。

以上